

1 計画策定の背景

- (1) 県民の生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の過度な増大を防止する必要がある。
- (2) 超高齢社会の到来に対応した医療費の水準を目指す必要がある。

2 策定の根拠

高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項

⇒「都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、6年ごとに、6年を1期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画を定めるものとする」

3 計画の期間

2024（令和6）年度 ～ 2029（令和11）年度 <6年間>

4 他の計画との関係

「県健康増進計画」「県保健医療計画」「県介護保険事業支援計画」等との整合を図る

5 基本的な方向性

⇒ 第3期 信州保健医療総合計画の「目指すべき姿」で記載

※下線部分は、前回からの変更箇所

長野県は平均寿命が長い一方で、1人当たり医療費は低く、健康長寿と医療費との高いバランスを実現してきました。しかしながら、県民医療費は増加傾向で推移しており、今後も、高齢者人口の増加などにより後期高齢者医療費を中心に増加が見込まれます。

医療費適正化は、超高齢社会の到来に対応し、県民の生活の質の維持及び向上を図ることが基本となります。これらを踏まえ、県民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を持つことが必要です。その上で、医療保険制度の持続可能性を高める観点から、特定健康診査の受診率の向上等による県民の健康の保持推進や、後発医薬品の使用促進及び医薬品の適正使用等による医療の効率的な提供の推進、更には適正な受診の促進等に取り組んでいきます。

6 国の基本方針に基づく第4期計画の基本的事項

※網掛け部分は、新規項目

1 住民の健康の保持の推進	
(1) 特定健康診査	(2) 特定保健指導
(3) メタボリックシンドローム	(4) たばこ対策
(5) 予防接種	(6) 生活習慣病等の重症化予防の推進
(7) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進	
2 医療の効率的な提供の推進	
(1) 病床機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築	
(2) 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進	
(3) 医薬品の適正使用の推進	(4) 医療資源の効果的・効率的な活用
(5) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供	
3 適正な受診の促進等	
(1) 重複・頻回受診及び重複投薬の解消	
(2) レセプト点検の充実	